

## 令和6年度 第2回 安全管理者選任時研修

50人以上の工業的業種〔注1〕の事業場（企業単位ではなく、支店工場営業所など場所ごとに必要です）は、安全管理者を選任し、安全に係る技術的事項を管理させることが義務付けられています（労働安全衛生法第11条）。安全管理者の選任要件として、一定の実務経験者等〔注2〕であることに加え、厚生労働大臣が定める本研修を修了していることが必要（労働安全衛生規則第5条）となり、また、労働基準監督署への安全管理者選任報告提出に際しても、本研修の修了証写しの添付が求められます。

安全管理者の選任要件の充足、また、異動等に備えての資格者の計画的養成や、社員の安全教育として、本研修をご活用下さい。

日時	令和6年7月4日(木)09:20~17:00 開場・受付開始は両日とも 09:00 令和6年7月5日(金)09:20~12:50
場所	(一社)三田労働基準協会ビル 1階研修センター(裏面地図参照)
研修科目	法令に定められた全科目
講師	労働安全コンサルタント
受講料	会員 9,900円 (テキスト代等は協会が助成します。) 消費税免税事業者 会員以外 12,100円 6月27日(木)までに銀行振込にてお願いいたします。 振込先 みずほ銀行渋谷支店 普通 0206823 渋谷労働基準協会 ※お申込み後の取り消しは6月27日までにお願いいたします。それ以降の取消しについては受講料を賜りますのでご了承ください。
定員	30名
修了証	全科目を受講した方(遅刻早退不可)に、研修終了後交付します。 二日目には修了証受領のために印鑑をご持参ください。
申込方法 申込先	裏面申込票にご記入のうえ、FAXでお申し込みください。 受講番号を付してFAXにて返送いたしますので、研修当日二日間とも受付に提示してください。 <b>渋谷労働基準協会</b> 渋谷区鶯谷町19-19 ソフィハウス2C号室 TEL:6416-3720 FAX:6416-3721
その他	この講習は城南労働基準協会協議会(渋谷労働基準協会、三田労働基準協会、品川労働基準協会、大田労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

〔注1〕安全管理者の選任が必要な工業的業種〈安衛法施行令3条参照〉

製造業・建設業・運送業・清掃業・電気業・ガス業・熱供給業・水道業・通信業・自動車整備業、機械修理業・各種商品卸売業・各種商品小売業・家具建具什器等卸売業・家具建具什器等小売業・燃料小売業・旅館業・ゴルフ場業・林業・鉱業

〔注2〕安全管理者の選任要件

- ①大学・高専の理系卒業後2年以上の産業安全実務経験者、②高校・中学の理系卒業後4年以上の産業安全実務経験者、
- ③大学・高専の理系以外卒業後4年以上の産業安全実務経験者、④高校の理系以外卒業後6年以上の産業安全実務経験者、
- ⑤7年以上の産業安全実務経験者 〈詳しくは労働安全衛生規則5条、昭47.10.2告示138号〉

# (第2回) 安全管理者選任時研修 申込書 兼 受講票

令和6年7月4日(木) 09:20~17:00

令和6年7月5日(金) 09:20~12:50

開場・受付開始は両日とも 09:00

会員非会員の別	渋谷会員・三田会員・品川会員・大田会員・それ以外(Oを付してください)		
事業場名	TEL		
	FAX		
所在地	業種		
連絡担当者	部署	氏名	
受講者	氏名(フリガナ)		受講番号
	生年月日		
	昭和・平成	年	月 日

返送 FAX 番号 : 6 4 1 6 - 3 7 2 1 (渋谷労働基準協会)

注 : ◆修了証作成のため、氏名・生年月日は楷書で正確に記入してください。

◆講習2日目は、修了証受領のため印鑑をご持参ください。

◆個人情報、研修及び修了証発行管理目的以外に利用することはありません。

◆修了証は、幹事の(一社)三田労働基準協会名で発行されます。紛失された時の再発行等の手続は(一社)三田労働基準協会になります。(手数料等が必要です)

三田労働基準協会 1階研修センター

《会場案内図》

港区芝 4-4-5

TEL:3451-0901

山手線・京浜東北線

田町駅西(三田)口 8分

地下鉄浅草線・三田線

三田駅 A9出口 1分

受付日
月 日

